

薬生総発1023第3号
平成27年10月23日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 薬務主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長

「患者のための薬局ビジョン」の策定について

医薬行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

医薬分業の進展等により、薬剤師及び薬局を取り巻く環境は大きく変化しています。このような中、医薬分業の原点に立ち返り、薬剤師・薬局を患者本位のかかりつけ薬剤師・薬局に再編するため、今般、厚生労働省において、別添のとおり、「患者のための薬局ビジョン」を策定致しました。

本ビジョンでは、患者本位の医薬分業の実現に向けて、服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導、24時間対応・在宅対応、医療機関等との連携など、かかりつけ薬剤師・薬局の今後の姿を明らかにするとともに、中長期的視野に立って、現在の薬局をかかりつけ薬局に再編する道筋を示しています。

厚生労働省では、本ビジョンを踏まえ、かかりつけ薬局・薬剤師の推進を図り、患者・住民から真に評価される医薬分業の速やかな実現を目指してまいります。

ついては、貴職におかれましては、貴都道府県における適切な医薬分業及びかかりつけ薬局機能の強化・普及のための取組の推進に当たって、本ビジョンの内容をご活用いただくとともに、貴管下薬局、その他の貴管内の関係団体に対して、周知いただきますようお願い致します。

【参考】

本ビジョンは、厚生労働省のホームページにも掲載しています。

URL: <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000102179.html>

